

道東自動車道
トマム南富良野地区土質地質調査

特記仕様書

令和8年5月

東日本高速道路株式会社
北海道支社 帯広工事事務所

第1章 総則

1-1 調査等概要

1-1-1 調査等名

道東自動車道 トマム南富良野地区土質地質調査

1-1-2 道路名

道東自動車道

1-1-3 履行箇所

自) 北海道勇払郡占冠村字占冠 (STA. 815+82)

至) 北海道空知郡南富良野町字落合 (STA. 1038+42)

1-1-4 主な履行内容

調査ボーリング (ノンコア φ66 mm) 9 3 m

調査ボーリング (オールコア φ66 mm) 3 7 m

調査ボーリング (ノンコア φ86 mm) 1 2 m

標準貫入試験 1 1 1 回

調査ボーリング解析 1 4 2 m

1-1-5 履行期間

本業務は、調査等共通仕様書1-1-3「着手日等」の規定によらず、受注者の円滑な業務執行体制の確保を図るため、事前に技術者確保等の準備を行うことができる全体履行期間及び余裕期間を設定した業務であり、発注者が示した全体履行期間内（業務完了期限までの間）で、受注者が業務の始期（業務着手日）及び終期（業務完了日）を任意に設定することができる。なお、契約上の履行期間は、契約保証取得の日の翌日から受注者が設定した業務の終期までの期間とする。

余裕期間内は、管理技術者、照査技術者又は現場作業責任者を設置することを要しない。

また、業務着手以外の業務のための準備を行うことができるが、現地踏査や打合せを行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、落札者決定から10日以内に、履行期間通知書（様式-1）により、業務の始期及び終期を発注者へ通知しなければならない。

全体履行期間（業務完了期限）： 契約保証取得の日の翌日から420日間（まで）

余裕期間（業務着手期限）： 契約保証取得の日の翌日から60日間（まで）

1-1-6 テクリスへの登録

本業務は、「調査等における余裕期間制度」を適用しており、共通仕様書1-1-2-4「テクリスへ登録」の規定によらず、以下のとおりとする。

(1) 受注時は、受注者が設定した業務の始期から15日以内

1-2 適用する共通仕様書

契約書第1条に定める調査等共通仕様書（以下、「共通仕様書」という。）は、令和7年7月版とし、共通仕様書に記載された適用すべき諸基準は、入札公告時点の最新版を適用するものとする。

1-3 作業日及び作業期間に関する事項

1-3-1 冬季作業期間

履行期間中の11月16日～翌4月30日までは冬季期間とする。なお、この期間において現場作業を行った場合の除雪等については受注者の責において実施するものとし、その費用について別途支払いは行わないが、監督員が特別に指示した場合には、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

1-4 計画工程表

1-4-1 計画工程表の記載事項

受注者は、共通仕様書1-14-1「作業計画書の提出」に示す作業計画書の計画工程表の作成に当たっては次の事項ごとに作業完了時期を明示し提出するものとする。

受注者は、完了時期の明示にあたって、発注者または監督員が行う協議や共通仕様書1-22「打合せ」に規定する打合せの実施時期についても十分検討し、計画工程表に記載するものとする。なお、共通仕様書1-9-4「照査計画の作成」に定める照査計画を盛り込むこととする。

また、作業単位の設定は、下表を標準とするが、計画工程表の提出にあたっては監督員と受注者との協議のうえ、決定するものとする。

工種	単位	備考
実施調査計画A	k m	
調査ボーリング	m	
現場試験	箇所	
土質・岩石試験	シリーズ	
水質分析試験	試料	
調査ボーリング解析	m	
設計打合せ	式	
報告書・成果品	式	

1-4-2 計画工程表に基づく作業状況の報告

受注者は、共通仕様書1-22「打合せ」の実施時に、計画工程表に作業の実施状況を記載し監督員に報告するものとする。なお、受注者は前項で規定した完了時期が著しく変更となる場合は、監督員と協議のうえ必要に応じ共通仕様書1-14-3「変更作業計画書」に基づき変更計画工程表を監督員に提出するものとする。

1-5 貸与品に関する事項

1-5-1 資料の貸与

共通仕様書1-15-1及び3-2-2「資料の貸与」に基づく貸与資料は、下表の成果品等である。なお、貸与予定日までに成果品を貸与できない場合は、別途監督員と協議するものとする。

貸与資料	調査等業務名	貸与予定日	備考
地質調査報告書	道東自動車道 占冠西地区地質調査	契約締結の日の翌日より7日以内	電子成果品

貸与資料	調査等業務名	貸与予定日	備考
地質調査報告書	道東自動車道 占冠東地区地質調査	契約締結の日の翌日より7日以内	電子成果品
地質調査報告書	上トマム地区地質調査	契約締結の日の翌日より7日以内	電子成果品
地質調査報告書	南富良野新得地区地質調査	契約締結の日の翌日より7日以内	電子成果品
地質調査報告書	道東自動車道 トマム南富良野地区構造物基礎詳細調査	契約締結の日の翌日より7日以内	電子成果品

1－6 関連施設その他との関係

本業務に関連する主な施設及び管理者は、下表のとおりである。

(1) 河川

位置	道路等名	管理者名	摘要
STA. 1002+00 付近	一級河川鶴川	北海道	取水届の提出
STA. 1038+00 付近	普通河川トマム川	南富良野町	取水届の提出

(2) 林野関係

位置	林野等名	管理者名	摘要
STA. 1038+00 付近	国有林野	林野庁	入林届の提出

(3) 電力・通信施設関係

位置	施設名	管理者名	摘要
STA. 1000+90～ STA. 1001+30 付近	電源ケーブル	東日本高速道路(株)	本線盛土法肩部埋設

(4) その他

上記(1)～(3)項の関連施設との必要な協議については、原則として発注者が行うものとし、受注者は協議内容を遵守して作業を行うものとするが、これに必要な作業計画書等の書類については受注者が作成するものとする。

受注者は、上記の協議に伴う資料作成及び協議に要する費用は、関連する項目に含むものとし、別途支払いは行わない。なお、上記以外の本業務に係る施設等を発見したときは、監督員に通知し、監督員の指示に従わなければならない。

1－7 受注者相互の協力

1－7－1 対象工事等業務

共通仕様書1－20「受注者相互の協力」に示す隣接又は関連の工事等業務は、下表のとおりである。なお、履行期間中に工事等関連業務が増加した場合は、監督員の指示によるものとする。

工事等業務名	主な関連事項	予定工期	発注機関	受注者名
帯広管内道路 保全工事業務	業務区間の重複	通年	東日本高速 道路(株)	(株)ネクスコ・メンテナンス 北海道
施設保全工事 業務	業務区間の重複	通年	東日本高速 道路(株)	(株)ネクスコ・エンジニアリ ング北海道
施設保全管理 業務	業務区間の重複	通年	東日本高速 道路(株)	(株)ネクスコ・エンジニアリ ング北海道
管理施設保全 工事業務	業務区間の重複	通年	東日本高速 道路(株)	(株)ネクスコ東日本エンジニ アリング
道東自動車道 帯広管内舗装 補修工事	業務区間の重複	令和 8 年 1 月 6 日～ 令和 8 年 12 月 31 日	東日本高速 道路(株)	前田道路(株)
北海道支社管 内伝送設備更 新工事	業務区間の重複	令和 7 年 3 月 1 日～ 令和 12 年 4 月 3 日	東日本高速 道路(株)	富士通(株)
道東自動車道 占冠 P A 工事	業務区間の重複	令和 6 年 9 月 3 日～ 令和 11 年 6 月 8 日	東日本高速 道路(株)	鉄建建設(株)・岩倉建設(株) 道東自動車道占冠 P A 工事 特定建設工事共同企業体
道東自動車道 東占冠トンネ ル工事	業務区間の重複	令和 6 年 4 月 25 日～ 令和 13 年 1 月 18 日	東日本高速 道路(株)	鹿島建設(株)
道東自動車道 ホロカトマム トンネル工事	業務区間の重複	令和 6 年 1 月 20 日～ 令和 11 年 4 月 22 日	東日本高速 道路(株)	(株)大林組・岩倉建設(株) 道東自動車道ホロカトマム トンネル工事特定建設工事 共同企業体
道東自動車道 狩勝第一トン ネル工事	業務区間の重複	令和 6 年 1 月 19 日～ 令和 10 年 12 月 22 日	東日本高速 道路(株)	大成建設(株)
道東自動車道 トマム IC 工事	業務区間の重複	令和 7 年 1 月 22 日～ 令和 10 年 12 月 31 日	東日本高速 道路(株)	(株)竹中土木
道東自動車道 狩勝第二トン ネル西工事	業務区間の重複	令和 7 年 5 月 20 日～ 令和 11 年 1 月 28 日	東日本高速 道路(株)	戸田建設(株)・伊藤組土建(株) 道東自動車道 狩勝第二ト ンネル西工事 特定建設工事共同企業体
道東自動車道 トマム南富良 野地区下部工 工事	業務区間の重複	令和 7 年 7 月 8 日～ 令和 9 年 9 月 25 日	東日本高速 道路(株)	五洋建設(株)・東鉄工業(株) 道東自動車道 トマム南富 良野地区下部工工事 特定建設工事共同企業体

1-7-2 作業着手可能時期

発注者の発注に係る第三者が履行する作業区間の作業着手可能時期は下表のとおりとする。

業務名	作業箇所	着手可能時期	受注者名
道東自動車道 トマムIC工事	STA. 1002+00 付近	令和8年10月上旬	㈱竹中土木
道東自動車道 狩勝第一トンネル工事	STA. 1038+00 付近	令和8年10月中旬	大成建設㈱

1-8 調査等打合簿の作成及び提出

受注者は、共通仕様書1-2-2「打合せ」にあたっては、打合せ前に打合せ項目を整理すると共に、打合せ終了後、速やかに調査等打合簿（共通仕様書様式第1-4号）を作成し、監督員に記載事項について確認を得るものとする。なお、清書した打合簿は、電子メールによる伝達とし、受領者は受領日を記載したうえで、発議者に電子メールで返送の上保管するものとする。

1-9 履行報告

共通仕様書1-2-4「履行報告」に下記を追加する。

1-2-4-1 工程の管理

- (1) 受注者は、共通仕様書1-1-4-1「作業計画書の提出」に規定する計画工程表（様式第2号）を作成するにあたって、作業計画に影響する懸念事項がある場合は、その内容を明記するとともに、課題解決のための受発注者責任分担、対応者（監督員又は受注者）及び対応時期を明記するものとする。
- (2) 前項の規定に従い作成した計画工程表を、受発注者双方で確認し認識を共有するものとする。
- (3) 受注者若しくは発注者は、計画工程表に明記した事項に変更が生じた場合、速やかに記載事項を修正するとともに、修正した計画工程表を受発注者双方で認識し共有するものとする。

1-10 業務実施中の安全の確保

1-10-1 一般道路の近接作業

受注者は、業務の実施に伴い供用中の一般道路に近接して作業を行う場合は、一般通行車両の運転の妨げにならないように注意して作業を行うとともに、必要に応じて道路等の管理者及び交通管理者等との協議を行うものとする。その場合における道路管理者との協議については、発注者または受注者が行うものとし、交通管理者との協議は受注者が行うものとする。

1-11 光通信ケーブル等損傷事故防止対策

1-11-1 光通信ケーブル等損傷事故の防止

受注者は、高速道路に埋設又は添架されている光通信ケーブル等管路（以下、「光ケーブル等」という。）の損傷事故を防止するために光ケーブル等との近接箇所の作業等にあたっては、監督員

より別途貸与する「光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル（令和３年７月）（以下、「光通信マニュアル」という。）に基づき、万全の措置を講じなければならない。

1－1 1－2 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者

（１）受注者は、高速道路に埋設されている光ケーブル等の損傷事故を防止するため、作業の計画、現場指導等の強化を実施する専任の光通信ケーブル等損傷事故防止監理者を定め、監督員に通知しなければならない。

（２）光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、光通信マニュアルの内容を十分理解し、光ケーブル等の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。

また、試掘を実施する場合及び近接作業時に現場に立会い、事故防止に関する指導、監督を行わなければならない。

（３）光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、管理技術者、主任技術者及び専門技術者と兼ねることができるものとする。

1－1 1－3 光通信ケーブル等損傷事故防止対策に要する費用

光通信ケーブル等損傷事故防止対策に要する費用は関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わない。ただし、監督員が埋設物に対する試掘等の調査を指示した場合はこれに従うものとし、これらに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

1－1 2 環境保全に関する事項

1－1 2－1 自然林の保全

河川区域内及び国有林野内の作業箇所の自然林については、工事によってむやみに伐採しないよう仮設計画等の施工計画段階で十分な検討を行い、周辺環境の保全に努めなければならない。

また、作業に支障となる立木がある場合は、監督員に報告しその指示に従うものとし、これに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

1－1 2－2 汚泥汚濁水処理

調査ボーリング等により生ずる汚泥汚濁水については、汚泥分離を実施したのち適切に処分するものとする。なお、これに要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払いは行わない。

第2章 業務細部に関する事項

2-1 業務の内容

本業務は、占冠IC～トマムIC間及びトマムIC～十勝清水IC間の4車線化事業において、橋梁部および建築物における施工の基礎資料を得るために実施する調査である。調査の実施に当たって適用する共通仕様書3-3-1「土質地質調査の区分」は土質地質補足調査とする。なお、調査数量については、別紙―1の数量表によるものとする。

2-2 調査計画

実施調査計画Aは共通仕様書3-4-2（1）「実施調査計画」によるものとするが、内容について監督員の確認を受けるものとする。

2-3 調査ボーリング

2-3-1 ボーリング箇所

参考図に示す調査位置図に示す箇所で調査ボーリングを行うことを基本とするが、本特記仕様書2-2「調査計画」に示す実施調査計画Aにより、構造物の検討の基礎資料を得るに適した調査実施位置を精査し、ボーリング箇所の見直しが必要であると判断された場合は、別途監督員と協議するものとする。なお、必要孔径は参考図に示す通りとする。

2-3-2 機械等運搬

共通仕様書3-15に示す「機械等運搬」は適用しないものとし、次のとおりとする。

機械等運搬とは、土質地質調査の実施に必要な全ての機材・計測器・試験機・サンプル・試料等を基地から現場へ搬入、現場から基地へ搬出する作業及び調査箇所から調査箇所への運搬する作業をいう。

2-3-3 足場仮設

共通仕様書3-16「足場仮設」及び参考図に示す足場の設置方法において、現地調査の結果、受注者都合によるものを除き、設置方法の見直しが必要であると判断された場合は、別途監督員と協議する。なお、足場仮設の計画については、事前に監督員の確認を受けるものとする。

2-3-4 現場内運搬

共通仕様書3-17「現場内運搬」及び参考図に示す現場内運搬方法において、現地調査の結果、受注者都合によるものを除き、設置方法の見直しが必要であると判断された場合は、別途監督員と協議する。なお、現場内運搬のルートについては、事前に監督員の確認を受けたものとする。

2-3-5 搬入路伐採等

高速道路用地内を除く搬入路における立木については原則立木伐採及び剪定を実施しないものとする。ただし、搬入路の選定上やむを得ず立木伐採が必要な場合は監督員と協議するものとする。

2-3-6 給水等

調査ボーリングにおける掘削は有水ボーリングで行うため、給水（給水ポンプ設置、給水タンク等）をしながら行うものとする。また、調査ボーリングの際に汚泥汚濁水が発生した場合は、本特記仕様書1-12-2「汚泥汚濁水処理」に従って適正に処理するものとし、給水の計画については、事前に監督員の確認を受けるものとする。

なお、給水に必要なポンプ、燃料、給水タンクのリース等に要する費用は調査ボーリングの各単価に含むものとし、別途支払いは行わない。

2-3-7 調査ボーリングの打ち止め位置

調査ボーリングの打ち止め位置は、監督員と協議のうえ決定する。

2-3-8 調査孔閉塞

調査ボーリング終了後、調査ボーリングのボーリング孔は砂または粘土等で閉塞するものとする。

2-4 水質分析

採水した地下水の水質分析を行うもので、下表の試験項目について行うものとする。なお、試験方法は「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」（平成15年厚生労働省告示第261号）に準じるものとする。

項目	単位	検査場所
水素イオン濃度	試料	STA.815+82 (新占冠PA Aランプ STA.4+80)
一般細菌	試料	
大腸菌群数	試料	
亜硝酸態窒素	試料	
硝酸態窒素	試料	
塩素イオン	試料	
有機物等	試料	
味	試料	
臭気	試料	
色度	試料	
濁度	試料	

2-5 打合せ

打合せは以下のとおり行うものとする。

- (1) 打合せ場所は、東日本高速道路株式会社 北海道支社 帯広工事事務所で行うものとし、監督員が必要と認め指示したときは、オンライン方式により行うものとする。

なお、打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者はこれに従わなければならない。

- (2) 打合せ回数は6回とし、業務内容確認検査及び完了検査を含むものとする。また、受注者は監督員と密接な連絡をとるものとする。なお、設計打合せを行った場合には、その内容を速やかにまとめ双方で確認することを原則とする。

- (3) 打合せの検測数量は1式とし、履行状況により打合せ回数が増減しても、打合せ費用の変更は行わないものとする。

なお、調査項目の追加又は調査数量の著しい増減により、打合せ回数の変更が必要と監督

員が認め指示したときは、受注者はこれに従うものとし、打合せ費用の変更が必要と認められるときは、その費用について監督員と受注者との協議し定めるものとする。

2－6 交通費・宿泊費

交通費・宿泊費には、打合せに必要な交通費・宿泊費を含むものとし、調査項目及び数量が増減しても、原則として交通費・宿泊費の変更は行わないものとする。ただし、前項（3）により打合せ回数等の変更を監督員が指示した場合において、交通費・宿泊費の変更が必要と監督員が認めるときは、その費用について監督員と受注者との協議し定めるものとする。

なお、打合せが対面方式からオンライン方式に変更になった場合の費用については、別途監督員と受注者との協議し定めるものとする。

2－7 成果品に関する細部事項

報告書の表紙は、黄色、黒文字製本とする。

第3章 補足事項

3-1 設計図書の変更及び追加

次に示す作業については、変更または追加する予定があるので、作業にあたっては監督員の指示に従うものとする。なお、変更・追加を行った場合の費用については、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

- (1) 現地調査結果及び実施調査計画書の検討結果による、調査内容等の変更及び追加
- (2) 関係機関等の協議による、調査内容及び試験等の変更及び追加
- (3) 現地踏査の結果に基づく機材搬出入作業の時の工作物の一時撤去、架台等

3-2 クマ対策に関わる費用

3-2-1 定義

クマ対策に係る費用とは、現場作業においてクマに襲われる事故を防止するために要した費用をいう。

3-2-2 対象品目

クマ対策の対象品目は、下表に示すものとし、記載されたもの以外については、事前に受注者と監督員の間で協議するものとする。

品目
熊撃退スプレー、注意喚起看板、熊鈴、ラジオ、ホイッスル、ホーン、鐘、鳥獣害防除機器、大音量スピーカー、低周波音スピーカー、サイレン、火薬銃、ロケット花火、獣よけ線香、獣よけシート、忌避剤、赤外線カメラ、電気柵、監視カメラ、箱罟

ただし、上記の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発動発電機の燃料等）は対象外とする。

3-2-3 クマ対策実施報告書の提出

受注者は、クマ対策に係る費用を請求する場合は、クマ対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。クマ対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

- (1) クマ対策毎の実施数量及び実施期間
- (2) 実施状況が確認できる資料
- (3) 支払実績が確認できる資料

※熊撃退スプレー等の消耗品は、上記(1)～(3)の確認をもって使用前の購入品を費用計上できるものとする。

3-2-4 費用

これに要する費用については、3-2-3に基づき提出のあった報告書にて別途監督員と受注者との協議し定めるものとする。

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 支社（事務所）
支社長（所長） 殿

住所
会社名
代表者

履行期間通知書

（調査等名）

標記について、発注者が示した全体履行期間内において業務の始期と終期を設定しましたので、通知します。

記

1. 契約保証取得の日

令和 年 月 日

2－1. 発注者が設定した全体履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 （ 日間）
（1. 契約保証取得の日の翌日）

2－2. 発注者が設定した余裕期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 （ 日間）
（1. 契約保証取得の日の翌日）

3－1. 受注者が設定した業務の始期

令和 年 月 日

3－2. 受注者が設定した業務の終期

令和 年 月 日

3－3. 契約上の履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 （ 日間）
（1. 契約保証取得の日の翌日） （3－2. 受注者が設定した業務の終期）

以 上

1 設計業務

(履行期間) 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

[illegible]

2 関連業務資料

[illegible]

3 關係機關協議

[illegible]

4 その他懸案事項

[illegible]

5 協議内容、結果等

協議内容経緯等	○月○日 ①協議場所、出席者	○月○日 ①協議場所、出席者	○月○日 ①協議場所、出席者	○月○日 ①協議場所、出席者	○月○日 ①協議場所、出席者	○月○日 ①協議場所、出席者
	②協議結果	②協議結果	②協議結果	②協議結果	②協議結果	②協議結果

※作成上のポイント

- ① 適切な入力管理（履行期間の確保）を図ることを目的とする。
- ② ①の達成を促すため、履行期間の遅延により発生するコスト増大等のデメリットを、発注者から受付け提示等の流れが履行期間を圧迫するとながら、資料入手・発表材料・対応外議定事項の整理を促進化する。
- ③ 協議時期・内容（結果）と先方表示・明示することにより、打合時期・内容・工程上の遅れがないが確認する。
- ④ 協議の進捗状況と結果（結果）を先方に明示することにより、発注の意思が伝わり、発注の意思が反映され、発注者の意向が実現されていることを確認する。
- ⑤ 本人・上程表と作業計画書に提出するとともに、発注者と発注者双方で共有し、適切な履行期間を確保することで設計手続の妨げ、負荷の軽減を図る。
- ⑥ ①～⑤の達成を、事前・事後の協議の場でのないし、上記議定書を理解したうえで、各業務単位で工夫・改良を加えて利用することとを基本とする。

6 照查内容

照査時期、照査内容、照査結果	照査① ・照査時期：基本条件、設計条件検討時 ・照査内容：基本条件の照査 ・照査結果：	照査② ・照査時期：設計方針、最終形式案決定時 ・照査内容：細部条件の照査 ・照査結果：	照査③ ・照査時期：成果品納入前 ・照査内容：成果品の照査 ・照査結果：
----------------	---	--	--

※作成時の留意事項

- ① 関係機関協議については該当事項をその都度記入のこと
- ② 協議待ちによる遅延の場合工程上のクリティカルを明示すること。
- ③ 工程計画に大幅な変更が生じた場合、協議時に発注者に提示し確認を行うこと。

【道東自動車道 トマム南富良野地区土質地質調査 数量表】

No.	調査ボーリング No.	構造物名称	調査位置		調査ボーリング 掘削長							サンプリング	原位置試験								
					φ66mm ノンコア		Φ66mm オールコア		Φ86mm ノンコア			固定式（シンサン） ボーリング（グ） 本	標準貫入試験			孔内 載荷試験 水準				地下 水位 観測	
					（m）								（回）			（回）					（箇所） ・ （月）
					礫混じり土砂	計	軟岩	計	礫混じり土砂	計	合計		礫混じり土砂	軟岩	計	土質部	軟岩	硬岩	計		
1	SPA-1	新占冠PAトイレ棟		STA. 815+82 （AランプSTA. 4+80）		0.00		0.00	12.00	12.00	12.00	1	12	0	12	1			1	1	
2	HSD-1	東占冠トンネル電気室		STA. 837+40		0.00	3.60	3.60		0.00	3.60		0	4	4				0		
3	HTD-1	ホロカトマムトンネル電気室		STA. 879+80	2.50	2.50	4.40	4.40		0.00	6.90		3	4	7				0		
4	HNT-2	中トマム鷲川橋（鋼管擁壁）		STA. 1000+91	5.20	5.20	11.50	11.50		0.00	16.70		5	12	17				0		
5	HNT-3	中トマム鷲川橋（鋼管擁壁）		STA. 1001+30	3.20	3.20	8.90	8.90		0.00	12.10		3	9	12				0		
6	HNT-4	中トマム鷲川橋	P1	STA. 1001+32	2.50	2.50	8.50	8.50		0.00	11.00		2	9	11				0		
7	HTG-1	トマム川橋	P1	STA. 1037+19	40.80	40.80		0.00		0.00	40.80		24	0	24				0		
8	HTG-2	トマム川橋	P2	STA. 1038+42	39.10	39.10		0.00		0.00	39.10		24	0	24				0		
合計					93.30	93.30	36.90	36.90	12.00	12.00	142.20	1	73	38	111	1	0	0	1	1	

No.	調査ボーリング No.	構造物名称	調査位置		室内試験（シリーズ）						室内試験（試料）													調査孔閉塞	足場仮設			現場内小運搬				技術業務		割掛項目	割掛項目	
					土質						岩盤		水質															クローラ				実施調査計画（A）	ボーリング解析			ポンプ給水
					密度試験	含水比試験	（ふるい分析） 粒度試験	土の液性・塑性限界	土の湿潤密度試験	土の圧密排水（CD）・ 三軸圧縮試験	岩石の試験片作成（軟岩）	岩石の一軸圧縮試験	水素イオン濃度 （PH）	一般細菌	大腸菌群数（計数法）	亜硝酸態窒素	硝酸態窒素	塩素イオン	有機物等	味	臭気	色度	濁度		傾斜地足場 （地形傾斜 30.545°）	平坦足場（高さ 0.3m超）	平坦足場（高さ 0.3m以下）	100m以下	300m以下	1000m超	5000m超					
																																（箇所）	（箇所）			（地点）
1	SPA-1	新占冠PAトイレ棟		STA. 815+82 （AランプSTA. 4+80）	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1				1	0.060	12.00		1				
2	HSD-1	東占冠トンネル電気室		STA. 837+40																		1		1					0.050	3.60		1				
3	HTD-1	ホロカトマムトンネル電気室		STA. 879+80																		1		1					0.055	6.90		1				
4	HNT-2	中トマム鷲川橋（鋼管擁壁）		STA. 1000+91						2	2											1			1	1			0.073	16.70	1					
5	HNT-3	中トマム鷲川橋（鋼管擁壁）		STA. 1001+30						2	2											1			1					12.10	1					
6	HNT-4	中トマム鷲川橋	P1	STA. 1001+32																		1			1					11.00						
7	HTG-1	トマム川橋	P1	STA. 1037+19																		1	1			1			0.235	40.80	1					
8	HTG-2	トマム川橋	P2	STA. 1038+42																		1			1					39.10	1					
合計					1	1	1	1	1	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8	1	3	4	0	3	0	2	0.473	142.20	4	3			